

○社会福祉法人北九州市福祉事業団定款

昭和 40 年 11 月 8 日 認可
昭和 40 年 11 月 30 日 登記

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、市と一体となって、北九州市社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の向上と増進に寄与することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第 1 種社会福祉事業

ア 障害児入所施設

小池学園の設置経営

北九州市立総合療育センターの受託経営

イ 特別養護老人ホーム

北九州市立特別養護老人ホームかざし園の受託経営

ウ 障害者支援施設

ひよりの丘の設置経営

(2) 第 2 種社会福祉事業

ア 障害児通所支援事業

（北九州市立総合療育センター）

（引野ひまわり学園）

（北九州市立若松ひまわり学園）

（北九州市立到津ひまわり学園）

（小池学園）

（北九州市立総合療育センター西部分所）

イ 障害児相談支援事業

（北九州市立総合療育センター）

（ひよりの丘）

（小池学園）

ウ 保育所

二島保育所

みなと保育所

折尾丸山保育所

すみれ保育所

若園保育所

清水保育所

楠橋保育所

到津保育所

上富野保育所

あじさい保育所

うさぎ保育所
南丘保育所
永犬丸保育所
沢見あやめのもり保育所
深町どんぐりのもり保育所の設置経営
エ 児童厚生施設
北九州市立藤ノ木児童館
北九州市立香月児童館
北九州市立長浜児童館
北九州市立若園児童館
北九州市立風師児童館
北九州市立三郎丸児童館
北九州市立牧山児童館
北九州市立折尾児童館
北九州市立大里児童館
北九州市立枝光児童館
北九州市立中島児童館
北九州市立南小倉児童館
北九州市立到津児童館
北九州市立葛原児童館
北九州市立深町児童館
北九州市立浅川児童館
北九州市立夜宮児童館
北九州市立大里西児童館
北九州市立南曾根児童館
北九州市立永犬丸児童館
北九州市立小嶺児童館
北九州市立徳力児童館
北九州市立黒崎児童館
北九州市立横代児童館
北九州市立穴生児童館
北九州市立西本町児童館
北九州市立中原児童館
北九州市立菅生児童館
北九州市立高塔児童館
北九州市立高須児童館
北九州市立大里東児童館
北九州市立下富野児童館
北九州市立新政町児童館
北九州市立貴船児童館
北九州市立山田児童館

北九州市立北方児童館
北九州市立徳力南児童館
北九州市立轟田児童館
北九州市立楠橋児童館
北九州市立第1緑地保育センター
北九州市立第2緑地保育センターの受託経営
オ 障害児等療育支援事業
カ 障害福祉サービス事業（北九州市立総合療育センターにおける療養介護及び生活
介護、小池学園、北九州市立総合療育センター及びひよりの丘における短期入所事
業、こいかけホームにおける共同生活援助）
キ 放課後児童健全育成事業
ク 老人短期入所事業（北九州市立特別養護老人ホームかざし園）
ケ 一時預かり事業
コ 一般相談支援事業（北九州市立総合療育センター）
サ 特定相談支援事業
（北九州市立総合療育センター）
（ひよりの丘）
（小池学園）

2 前項に掲げるほか、次の事業を行う。

- (1) 児童の福祉増進について、相談に応ずる事業
- (2) 心身障害児（者）の更生相談に応ずる事業
- (3) 社会福祉について、啓発普及を行う事業
- (4) 心身障害関連施設職員等の教育研修を行う事業
- (5) その他北九州市からの受託事業
（名称）

第2条 この法人は、社会福祉法人北九州市福祉事業団という。

（経営の原則等）

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的
かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉
サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努
めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要
とする者等を支援するため、低額な料金又は無料で福祉サービスを積極的に提供するも
のとする。

（事務所の所在地）

第4条 この法人の事務所を北九州市八幡東区中央二丁目1番1号に置く。

第2章 評議員

（評議員の定数）

第5条 この法人に評議員7名以上8名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選

定款

任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができます。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の全評議員の総額が420,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 評議員に対して、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡

- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 社会福祉充実計画の承認
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第12条 評議員会は、定期評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第14条 評議員会に議長を置く。

2 議長は、評議員会の開催の都度、出席した評議員により互選する。

（決議）

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（1）監事の解任

（2）定款の変更

（3）解散

（4）合併

（5）その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）

第17条 この法人には、次の役員を置く。

定款

(1) 理事 6名以上7名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とすることができる。

4 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

5 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第18条 理事は、評議員会の決議によって選任し、かつ、北九州市長の承認を得なければならない。

2 監事及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

3 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第22条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第23条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができます。

3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の日までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

3 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第26条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

定款

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会開催の5日前までに各理事及び各監事に対して、その通知を発しなければならない。

(議長)

第30条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、前条第2項により、理事会を開催したときは、出席理事の互選により議長を定める。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該事項について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 理事長が欠けたときにはその会議に出席した理事、監事全員が、第1項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 現金 10,000,000円
 - (2) 土地 別表第1のとおり
 - (3) 建物 別表第2のとおり
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第41条に掲げる公益を目的とする事業及び第43条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第34条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、北九州市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、北九州市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行

う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。) に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得、かつ、北九州市長の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を得、かつ、北九州市長の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 事業の概要等を記載した書類

定款

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第39条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるものほか、理事会において定める経理規則により処理する。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるものほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得、かつ、北九州市長の承認を得なければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第41条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 障害者体育施設
北九州市障害者スポーツセンターの受託経営
- (3) 社会福祉施設従事者等研修事業
- (4) 介護実習・普及センター
北九州市立介護実習・普及センターの受託経営
- (5) 日中一時支援事業
- (6) 子ども・若者応援センター事業
- (7) 高齢者生きがいづくり支援事業
- (8) 発達障害者支援センター運営事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(剰余金がでた場合の処分)

第42条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第8章 収益を目的とする事業

(種別)

第43条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) レインボープラザの受託経営
- (2) 社会福祉に関するコンサルティング事業
- (3) 研修・講座事業
- (4) 人材派遣事業
- (5) 次世代育成支援等に関する事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(収益の処分)

第44条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業

又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第9章 解散

（解散）

第45条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第46条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、北九州市又は社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

（保有する株式に係る議決権の行使）

第47条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

（合併）

第48条 合併しようとするときは、理事会及び評議員会の同意を得て、北九州市長の認可を得なければならない。

第10章 定款の変更

（定款の変更）

第49条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北九州市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北九州市長に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

（公告の方法）

第50条 この法人の公告は、社会福祉法人北九州市福祉事業団の掲示場に掲示するとともに、電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第51条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

付 則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款にもとづき役員の選任を行なうものとする。

理 事 長 都 留 鶴 夫
理 事 坂 田 シゲヨ
理 事 末 松 喜 一
理 事 小 野 一 雄
理 事 中 村 竹 次
理 事 中 野 漪
理 事 北 川 真 隆
理 事 久 野 繁 樹
理 事 七 楽 虎 雄

定款

理 事 田 中 覚
理 事 小 林 太四一
理 事 白 石 隆 治
理 事 高 松 鶴 吉
監 事 佐 野 貫 一
監 事 橋 本 周一郎

- 2 この法人の第1会計年度は、第20条の規定にかかわらず、この定款の施行の日から昭和41年3月31日までとする。

付 則（昭和42年4月25日）

この定款は、昭和42年4月25日から施行する。

付 則（昭和44年7月31日）

この定款は、昭和44年7月31日から施行し、昭和44年8月1日から適用する。

付 則（昭和45年3月25日）

- 1 この定款は、昭和45年3月25日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。
2 改正後の社会福祉法人北九州市福祉事業団定款第1条第1項第2号中北九州市立二島保育所の経営受託は、昭和44年11月1日から適用する。

付 則（昭和45年12月18日）

この定款は、公布の日から施行し、昭和45年12月1日から適用する。

付 則（昭和46年3月19日）

この定款は、昭和46年4月1日から施行する。

付 則（昭和46年6月25日）

この定款は、公布の日から施行する。ただし、第1条第1号エの改正規定は北九州市立椎ノ木荘、同条同号オの改正規定は北九州市立門司母子寮、同条第2号アの改正規定は北九州市立みなと保育所の受託経営に伴う契約の締結の日から施行する。

付 則（昭和46年9月23日）

この定款は、昭和46年10月1日から施行する。

付 則（昭和46年12月17日）

この定款は、昭和46年12月17日から施行する。

付 則（昭和47年3月23日）

- 1 この定款は、昭和47年4月1日から施行する。ただし、第1条第1項第2号ア中北九州市立井堀保育所に関する部分については公布の日、北九州市立かもめ保育所に関する部分については同保育所の受託経営に伴う契約の締結の日から、第3条の改正規定は昭和47年4月10日から施行する。
2 改正後の社会福祉法人北九州市福祉事業団定款第1条第1項第2号ア中北九州市立井堀保育所に関する部分は、昭和47年3月1日から適用する。

付 則（昭和48年3月26日）

- 1 この定款は、昭和48年4月1日から施行する。ただし、第1条第1項第2号ア中北九州市立熊谷保育所、北九州市立黒原保育所、北九州市立清水保育所および北九州市立楠橋保育所に関する部分は、同保育所の受託経営に伴う契約の締結の日から施行する。
2 改正後の社会福祉法人北九州市福祉事業団定款第1条第1項第2号ア中北九州市立陣山乳児保育所に関する部分は昭和48年1月1日から、北九州市立若園保育所に関する部

分は昭和 48 年 2 月 1 日から適用する。

付 則（昭和 48 年 7 月 20 日）

この定款は、昭和 48 年 7 月 20 日から施行し、同月 1 日から適用する。

付 則（昭和 49 年 3 月 26 日）

この定款は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 49 年 6 月 25 日）

この定款は、昭和 49 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 49 年 10 月 3 日）

この定款は、公布の日から施行し、昭和 49 年 10 月 1 日から適用する。

付 則（昭和 49 年 12 月 11 日）

この定款は、昭和 50 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 50 年 3 月 19 日）

この定款は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条第 1 項第 2 号ア中北九州市立蟠田保育所に関する部分は、同保育所の受託経営に伴う契約の締結の日から施行する。

付 則（昭和 50 年 6 月 23 日）

この定款は、昭和 50 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条第 1 項第 1 号オ中北九州市立小池学園成人部及び同条同項第 2 号イ中北九州市立緑地保育センターに関する部分は、これらの受託経営に伴う契約の締結の日から施行する。

付 則（昭和 51 年 3 月 22 日）

この定款は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条第 1 項第 2 号ア中北九州市立香月保育所に関する部分は、同保育所の受託経営に伴う契約の締結の日から施行する。

付 則（昭和 51 年 6 月 23 日）

この定款は、昭和 51 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条第 1 項第 1 号イの改正規定及び同項第 2 号アの改正規定は、これらの受託経営に伴う契約の締結の日から施行する。

付 則（昭和 51 年 12 月 21 日）

この定款は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 52 年 6 月 23 日）

この定款は、受託経営に伴う契約の締結の日から施行する。

付 則（昭和 52 年 12 月 23 日）

この定款は、受託経営に伴う契約の締結の日から施行する。

付 則（昭和 53 年 3 月 29 日）

この定款は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 53 年 6 月 26 日）

この定款は、北九州市立永犬丸保育所及び北九州市立新門司老人福祉センターの受託経営に伴う契約の締結の日から施行する。

付 則（昭和 54 年 3 月 29 日）

この定款は、北九州市立上富野保育所並びに北九州市立葛原児童館、北九州市立深町児童館、北九州市立浅川児童館及び北九州市立夜宮児童館の受託経営に伴う契約の締結の日から施行する。

付 則（昭和 55 年 3 月 26 日）

この定款は、北九州市立大里西児童館、北九州市立南曾根児童館、北九州市立永犬丸児

定款

童館及び北九州市立小嶺児童館の受託経営に伴う契約の締結の日から施行する。

付 則（昭和 55 年 9 月 12 日）

この定款は、昭和 55 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 56 年 3 月 27 日）

この定款は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 57 年 3 月 31 日）

この定款は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 58 年 3 月 29 日）

この定款は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 58 年 11 月 4 日）

この定款中北九州市立特別養護老人ホームさわみ園に関する部分は、同園の名称の変更に係る契約の変更の日から、北九州市立特別養護老人ホームかざし園に関する部分は、同園の受託経営に伴う契約の締結の日から施行する。

付 則（昭和 59 年 3 月 26 日）

この定款は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 60 年 3 月 29 日）

この定款は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 61 年 3 月 27 日）

この定款は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成元年 3 月 30 日）

この定款は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成元年 10 月 23 日）

この定款は、平成元年 11 月 11 日から施行する。

付 則（平成 3 年 3 月 26 日）

この定款は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 6 年 3 月 30 日）

この定款は、北九州市立白木崎児童館の名称の変更に係る契約の変更の日から施行する。

付 則（平成 7 年 3 月 28 日）

この定款は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 7 年 11 月 8 日）

この定款は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 8 年 3 月 28 日）

この定款は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 9 年 3 月 27 日）

この定款は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 9 年 9 月 5 日）

この定款は、平成 9 年 9 月 16 日から施行する。ただし、第 1 条第 1 項第 2 号才の改正規定は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（平成 10 年 3 月 30 日）

この定款は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 11 年 3 月 30 日）

この定款は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 11 年 11 月 29 日）

この定款は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 12 年 3 月 30 日）

この定款は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 13 年 3 月 28 日）

この定款は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 13 年 6 月 26 日）

この定款は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（平成 13 年 10 月 30 日）

この定款は、平成 13 年 11 月 16 日から施行する。

付 則（平成 14 年 3 月 28 日）

この定款は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 14 年 12 月 20 日）

この定款は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（平成 15 年 3 月 28 日）

この定款は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 16 年 3 月 30 日）

この定款は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 17 年 3 月 30 日）

この定款は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 17 年 11 月 2 日）

この定款は、平成 17 年 11 月 2 日から施行する。

付 則（平成 18 年 3 月 30 日）

この定款は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 18 年 5 月 30 日）

この定款は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

付 則（平成 18 年 8 月 23 日）

この定款は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

付 則（平成 19 年 3 月 29 日）

この定款は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 19 年 10 月 18 日）

この定款は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

付 則（平成 19 年 3 月 28 日）

この定款は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 20 年 5 月 29 日）

この定款は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

付 則（平成 21 年 5 月 28 日）

この定款は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項第 1 号の改正規定は、平成 21 年 11 月 8 日から施行する。

付 則（平成 21 年 10 月 15 日）

定款

この定款は、平成 21 年 10 月 15 日から施行する。

付 則（平成 22 年 3 月 26 日）

この定款は、平成 22 年 3 月 26 日から施行する。

付 則（平成 22 年 6 月 29 日）

この定款は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

付 則（平成 22 年 9 月 15 日）

この定款は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（平成 23 年 3 月 30 日）

この定款は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 23 年 9 月 28 日）

この定款は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項第 1 号の改正規定は、平成 23 年 11 月 8 日から施行する。

付 則（平成 23 年 11 月 8 日）

1 この定款は、平成 23 年 11 月 8 日から施行する。

2 平成 23 年 11 月 8 日付けの定款変更の認可申請に伴い設置された評議員会の評議員 13 名の任期は、第 20 条の規定に関わらず、平成 25 年 11 月 7 日までとする。

付 則（平成 24 年 3 月 29 日）

この定款は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 25 年 2 月 21 日）

この定款は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

付 則（平成 25 年 3 月 27 日）

この定款は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 25 年 5 月 29 日）

この定款は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

付 則（平成 25 年 10 月 30 日）

この定款は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

付 則（平成 25 年 12 月 5 日）

この定款は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（平成 26 年 2 月 5 日）

この定款は、平成 26 年 2 月 17 日から施行する。

付 則（平成 26 年 3 月 27 日）

この定款は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 26 年 5 月 29 日）

この定款は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

付 則（平成 26 年 12 月 4 日）

この定款は、平成 26 年 12 月 4 日から施行する。ただし、第 1 条第 1 項第 2 号の改正規定は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

付 則（平成 27 年 5 月 27 日）

この定款は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

付 則（平成 28 年 3 月 29 日）

この定款は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 28 年 5 月 30 日）

この定款は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

付 則（平成 29 年 1 月 25 日）

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 29 年 3 月 30 日）

この定款は、平成 29 年 3 月 30 日から施行する。

付 則（平成 30 年 3 月 29 日）

この定款は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 30 年 6 月 27 日）

この定款は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（平成 31 年 3 月 28 日）

この定款は、平成 31 年 3 月 28 日から施行する。

付 則（令和元年 6 月 27 日）

この定款は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

付 則（令和 2 年 3 月 30 日）

この定款は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 2 年 7 月 27 日）

この定款は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

付 則（令和 3 年 3 月 30 日）

この定款は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 3 年 11 月 15 日）

この定款は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

付 則（令和 4 年 3 月 30 日）

この定款は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 4 年 6 月 27 日）

この定款は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（令和 5 年 9 月 29 日）

この定款は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（令和 6 年 2 月 29 日）

この定款は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

定款

別表第1

名 称	所 在 ・ 地 番	地 積
引野ひまわり学園	北九州市八幡西区鉄王一丁目11番2	3093.14平方メートル
折尾丸山保育所	北九州市八幡西区光明二丁目3番9	168.89平方メートル
	北九州市八幡西区光明二丁目3番10	152.55平方メートル
	北九州市八幡西区光明二丁目3番22	34.37平方メートル
	北九州市八幡西区光明二丁目3番23	86.37平方メートル
すみれ保育所	北九州市門司区南本町41番1	2068.87平方メートル
若園保育所	北九州市小倉南区若園二丁目133番1	1383.78平方メートル
	北九州市小倉南区若園二丁目96番2	144.34平方メートル
	北九州市小倉南区若園二丁目96番3	175.20平方メートル
	北九州市小倉南区若園二丁目96番4	30.81平方メートル
	北九州市小倉南区若園二丁目96番7	27.55平方メートル
あじさい保育所	北九州市八幡西区紅梅一丁目3番1	1064.59平方メートル
到津保育所	北九州市小倉北区下到津一丁目198番22	2209.43平方メートル
こいけホーム	北九州市八幡西区光貞台三丁目12番2	188.26平方メートル
	北九州市八幡西区光貞台三丁目12番3	112.22平方メートル
	北九州市八幡西区浅川学園台二丁目15番112	200.75平方メートル
	北九州市若松区小敷ひびきの一丁目16番107	1011.91平方メートル

別表第2

名 称	所 在	建 物 ・ 構 造	延 面 積
小池学園	北九州市若松区大字小敷字小池566番地8	養護所（鉄骨造合金メッキ鋼板葺き2階建1棟）	2804.48平方メートル
		附属建物 作業所（鉄筋コンクリート造陸屋根平家建1棟）	17.50平方メートル
		附属建物 物置（鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺き平家建1棟）	7.68平方メートル
		附属建物 便所（鉄筋コンクリート造陸屋根平家建1棟）	27.00平方メートル
ひよりの丘	北九州市八幡西区石坂二丁目3519番地	障害者支援施設（鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺き2階建1棟）	1952.77平方メートル
		附属建物 障害者支援施設（鉄骨造合金メッキ鋼板葺き平家建1棟）	654.93平方メートル

		附属建物 倉庫（鉄筋コンクリート造 合金属メッキ鋼板葺き平家建 1棟）	18.30平方メートル
		附属建物 倉庫（鉄筋コンクリート造 合金属メッキ鋼板葺き平家建 1棟）	18.30平方メートル
		附属建物 集塵庫（鉄筋コンクリート 造合金属メッキ鋼板葺き平家 建1棟）	7.68平方メートル
	北九州市若松区小敷ひび きの三丁目8番地102、8 番地101	養護所（鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板葺き平家建1棟）	563.62平方メートル
二島保育所	北九州市若松区二島三丁 目1499番地1	園舎（鉄筋コンクリート造 合金属メッキ鋼板葺き2階建 1棟）	806.55平方メートル
みなと保育所	北九州市門司区清滝一丁 目776番地12	園舎（鉄筋コンクリート造 瓦葺き2階建1棟）	869.82平方メートル
折尾丸山保育所	北九州市八幡西区光明二 丁目5番地1	園舎（鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建1棟）	944.29平方メートル
すみれ保育所	北九州市門司区南本町46 番地2	園舎（鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建1棟）	543.67平方メートル
若園保育所	北九州市小倉南区若園二 丁目133番地1、96番地2 、96番地3、96番地7	園舎（鉄筋コンクリート造 合金属メッキ鋼板葺き2階建 1棟）	982.19平方メートル
清水保育所	北九州市小倉北区弁天町 79番地1	園舎（鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建1棟）	597.71平方メートル
		車庫（鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建1棟）	59.02平方メートル
楠橋保育所	北九州市八幡西区真名子 一丁目614番地1	園舎（鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建1棟）	617.83平方メートル
到津保育所	北九州市小倉北区下到津 一丁目198番地22	園舎（鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建1棟）	1272.93平方メートル
上富野保育所	北九州市小倉北区上富野 三丁目498番地4	園舎（鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建1棟）	545.38平方メートル
あじさい保育所	北九州市八幡西区紅梅一 丁目3番地1	園舎（鉄筋コンクリート造 瓦葺き2階建1棟）	738.76平方メートル
うさぎ保育所	北九州市八幡西区茶屋の 原四丁目1042番地9	園舎（鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建1棟）	985.58平方メートル
南丘保育所	北九州市小倉北区南丘 二丁目770番地2	園舎（鉄筋コンクリート造 陸屋根13階建の1階部分）	721.34平方メートル
永犬丸保育所	北九州市八幡西区八枝三 丁目8番101	園舎（鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建の1階部分）	822.49平方メートル
沢見あやめのもり 保育所	北九州市戸畠区仙水町4 番地3	園舎（鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建1棟）	971.47平方メートル

定款

深町どんぐりのもり保育所	北九州市若松区深町一丁目10番地11	園舎（鉄筋コンクリート造陸屋根2階建1棟）	976.39平方メートル
こいけホーム	北九州市八幡西区光貞台三丁目12番地2、12番地3	居宅（軽量鉄骨造瓦葺き屋根2階建1棟）	168.66平方メートル
	北九州市八幡西区浅川学園台二丁目15番地112	居宅（木造瓦葺き屋根2階建1棟）	110.96平方メートル
	北九州市八幡西区石坂二丁目3519番地	寄宿舎（鉄骨造合金メッキ鋼板葺き2階建1棟）	282.06平方メートル
		寄宿舎（鉄骨造合金メッキ鋼板葺き2階建1棟）	282.06平方メートル
		寄宿舎（鉄骨造合金メッキ鋼板葺き2階建1棟）	263.80平方メートル
		寄宿舎（鉄骨造合金メッキ鋼板葺き2階建1棟）	263.80平方メートル
	北九州市若松区小敷ひびきの一丁目16番地107	グループホーム（木造スレート葺き平家建1棟）	160.65平方メートル
		グループホーム（木造スレート葺き平家建1棟）	142.43平方メートル